

漁業権免許の切替について

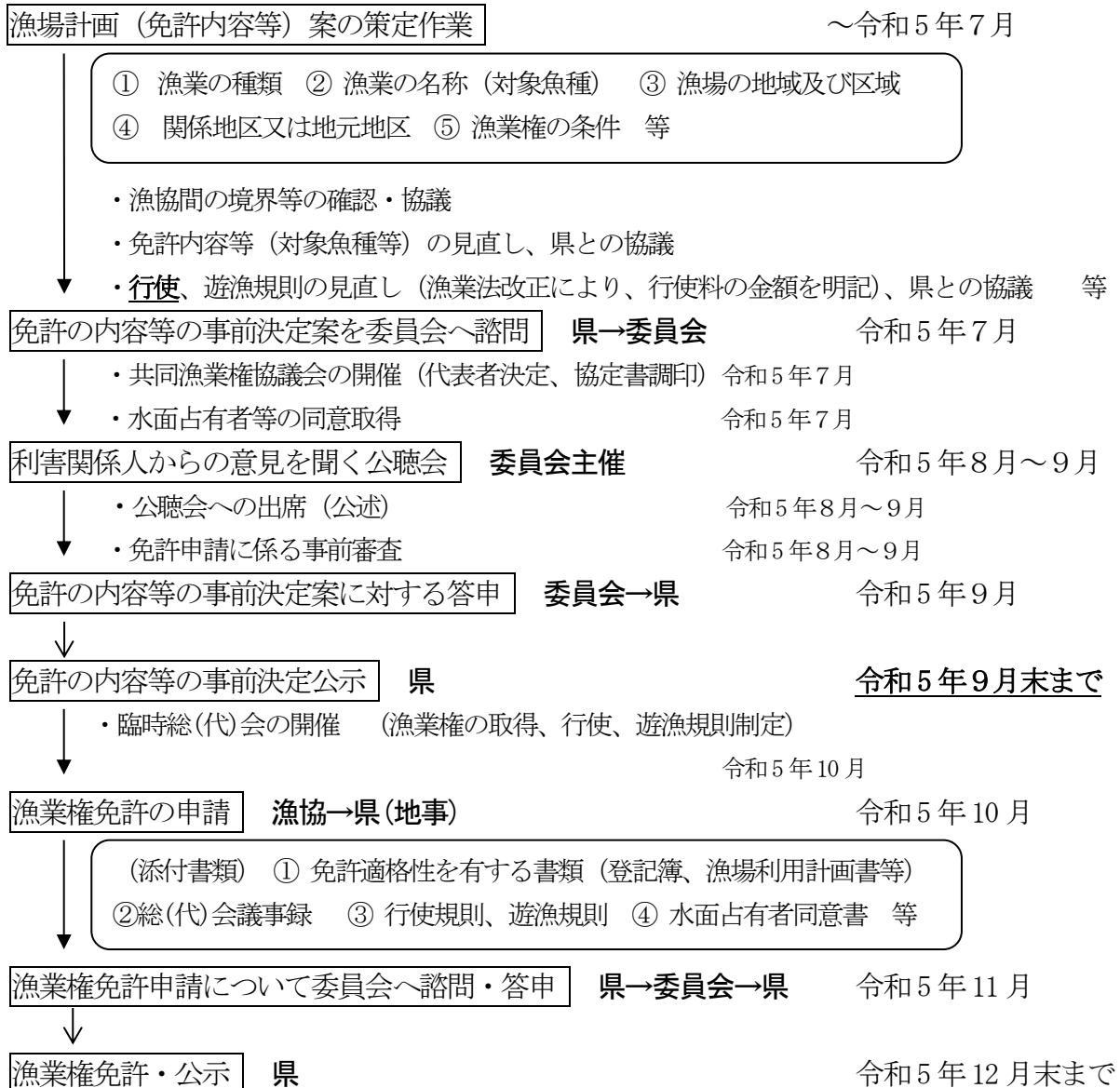
資料2-1

漁業権免許の存続期間は、共同漁業権が10年、区画漁業権が5年と定められている。現行の免許は、令和5年12月31日をもって満了するため、免許の切替を行う。

1 現在の免許の状況

種類	免許期間	県内の免許
共同漁業権	10年間 (平成26年1月1日～令和5年12月31日)	30漁協に免許
区画漁業権	5年間 (平成31年1月1日～令和5年12月31日)	2漁協等に免許 (諏訪湖、白樺湖)

2 漁業権免許のスケジュール



※ 特に断りのないものは県が主体で行います。また、時期内容等が変更になる場合があります。